



ふるさと文化村の指定管理者制度導入 に関するサウンディング型市場調査 実施要領

令和7年1月
兵庫県太子町

1. 調査目的

ふるさと文化村の指定管理者制度導入にあたっては、文化施設としての機能を残しつつも、より自由度の高い公共施設の活用を模索しているところです。また、地域の多様な人々が自由に集う、より開かれた場所となることを期待しています。

ふるさと文化村には、丸尾建築あすかホール(以下、文化会館という。)、図書館、歴史資料館の3施設が併設されており、これまで定期的にワークショップや講座、映画上映会などの文化イベントを開催し、地域住民の交流の場、歴史や文化の発信・学びの場としての役割を果たしてきました。

文化会館は、1993年に開館し、800人収容可能な大ホールのほか、中ホール(300席)、創作室、会議室、和室、茶室などを備えた、地域振興と文化交流の拠点として多目的に利用できる施設です。大ホールについては優れた音響効果を備え、コンサートや舞台、講演など様々なイベントに対応しております。

文化会館及び歴史資料館については、令和7年度から令和8年度の2か年度に渡り改修工事のため休館となります。令和9年度の再開館に併せ、施設の管理運営について、指定管理者制度へ移行することを検討しております。

今後の管理運営に関して、指定管理者の公募を行うにあたり、参入しやすい公募条件の設定や、自由かつ魅力的な提案を収集すること等を目的に、民間事業者等の皆様から幅広く、ご意見・ご提案をいただきたく調査を実施します。あわせて、本調査では、施設が抱える課題についてもご意見を募集します。

2. 調査概要

調査内容	文化会館及び図書館、歴史資料館の施設管理・運営の指定管理者制度の導入に関して、導入可能な取り組みや事業要件及び参入意向に関する調査
対象者	文化会館、図書館、歴史資料館(いずれかの施設のみでも可)の管理・運営及びふるさと文化村を活用した幅広い事業展開について関心・提案のある法人または法人のグループ(グループ構成員となる予定の団体を含む)
主な対話内容	(1) 指定管理者制度による施設運営・管理について (2) 公募条件について(指定期間等) (3) 効率的な維持管理運営の提案について (4) ふるさと文化村を活用した新たな提案について (5) その他、事業実施に関する課題や問題点について

3. 実施スケジュール

内容	実施時期
実施要領及び参考資料の公表	令和 7 年 1 月 20 日
質問シートの提出	令和 7 年 2 月 14 日まで
参加申込書の提出	令和 7 年 1 月 20 日から令和 7 年 2 月 21 日
現地見学会の参加申込み(希望者のみ)	令和 7 年 1 月 20 日から令和 7 年 2 月 7 日
現地見学会の開催(希望者のみ)	令和 7 年 2 月 12 日
対話日程の連絡	令和 7 年 2 月 28 日までに随時連絡
対話の実施	令和 7 年 3 月 3 日から令和 7 年 3 月 7 日
本調査結果の公表	令和 7 年 3 月下旬(予定)

4. 対話までの流れ

(1) 質問シートの提出

質問がある事業者は、質問シート(様式 1)に記入の上、メールにて送付下さい。

質問に対する回答は、後日町ホームページ上で公表します。

なお、事業者のノウハウが含まれる質問については、個別に回答し非公表とします。

提出期限: 令和 7 年 2 月 14 日

※メール件名は「サウンディング調査質問シート提出(法人名)」としてください。

申込先	太子町役場総務部財政課
メールアドレス	zaisei@town.hyogo-taishi.lg.jp

(2) 参加申込書の提出

参加申込書(様式 2)を記入の上、メールにて送付してください。

申込期限: 令和 7 年 2 月 21 日

※メール件名は「サウンディング調査参加申込(法人名)」としてください。

申込先	太子町役場総務部財政課
メールアドレス	zaisei@town.hyogo-taishi.lg.jp

(3) 現地見学会の参加申込み(参加は任意)

見学会参加申込書(様式 3)を記入の上、メールにて送付してください。

申込期限: 令和 7 年 2 月 7 日

※メール件名は「サウンディング調査現地見学会参加申込み(法人名)」としてください。

※なお、現地見学会への参加はサウンディング参加の必須条件ではありません。

※下記、見学会日程での参加が難しい場合は、別途ご相談ください。

申込先	太子町役場総務部財政課
メールアドレス	zaisei@town.hyogo-taishi.lg.jp

(4) 現地見学会開催日時

日時	令和 7 年 2 月 12 日 13 時から
会場	丸尾建築あすかホール(文化会館)
説明会	13 時から 30 分程度
見学会	・文化会館 13 時 30 分から 1 時間程度 ・図書館、歴史資料館 14 時 30 分から各 30 分程度

(5) 対話の実施について

日 程	令和 7 年 3 月 3 日から令和 7 年 3 月 7 日まで
会 場	太子町役場行政棟 (予定)
実施方法	直接対話(1 グループあたり 1 時間程度)

※ アイデア及びノウハウの保護のため対話は個別に実施します。

※ 参加の申込期間終了後、日時については担当者様宛にメールにてご連絡いたします。

※ 希望により、オンラインでの対話も可能です。

5. サウンディング調査における対話の内容について

現時点での町の考え方は以下のとおりです。対話のご参考としていただくと共に、現時点ではあらゆる可能性を否定しません。事業者の皆様の幅広いご意見・ご提案をいただきたいと考えています。

① 管理運営に関すること

文化会館と歴史資料館、図書館は同敷地内に位置していることから、これまで一体的に町にて管理・運営を行ってきました。指定管理者の公募にあたっては、受託者のノウハウを最大限発揮していただけるよう、公募要項や管理運営基準を整備していきたいと考えています。

文化会館・歴史資料館・図書館それぞれの持つ施設特性を生かす上で、施設ごとの公募の可能性(例:文化会館のみ運営管理、歴史資料館・図書館については、施設管理のみを行う等)も検討範囲に含まれており、指定管理の範囲について、柔軟なご意見をいただきたいと考えております。

- 妥当な指定期間について
- 管理・運営が可能な施設範囲について
- 効率的な施設管理の提案について
- 受託体制について(1 社単独か、各分野に特化した企業との共同受託か等)
- 事業費見込みについて(総事業費の見積金額 ※概算金額で構いません。)

② 自主事業について

太子町では、これまで人形劇や音楽コンサート等の自主事業を主催し、広く町民に文化活動の機会を提供してきました。引き続き地域住民の文化交流・学びの場として、事業者のノウハ

ウを生かした魅力的な講座やセミナーの開催、また同敷地内に位置する 3 施設における施設間回遊の活発化等が期待できる魅力的な集客事業について、柔軟なアイデアやご意見を期待しています。

- 自主事業の採算性について
- 施設間の相乗効果が期待できる事業提案について

③ 新たな施設価値の創出について

歴史・文化の発信・学びの場としての機能を残しつつも、自由度の高い公共施設の活用を模索しています。「新たな体験の場」の提供や「にぎわい形成」に寄与する施設活用により利用者満足度の向上や多様な方々が利用したくなる施設となるよう、新たな施設価値の創出に対する柔軟な事業提案やご意見を期待しています。

- 施設(敷地含む)を活用した新たな取り組みの可能性について
- その他、施設価値を高め、集客効果が見込まれる提案について

④ 施設機能の課題について

開館から 31 年が経過し、人口構造の変化や地域ニーズが変容していることなどにより、施設機能を十分に活かしていきれていないことが考えられます。施設管理者の視点から、現在の施設が有する課題について幅広くご意見をお聞かせ下さい。

- 施設管理上、課題となる点について
- 今後、将来的に導入すべき機能について
- R7 年度以降の工事改修内容に関するご意見

⑤ 公募要項や管理運営基準の整備内容について

公募要項作成にあたり、受託者がノウハウを発揮するために、特に留意・記述しておくことが良いものがあればお聞かせください。

また、課題や、公募に関すること、配慮を望むことがあればご意見をお願いします。

6. 留意事項

(1) サウンディングへの参加及び対話内容の取扱い

対話への参加実績は、指定管理者選定時の審査における評価の対象とはなりません。

(2) サウンディング参加に関する費用負担

本調査の参加に際し、事業者にて要する費用はすべて、申込団体の負担とします。

(3) 実施結果の公表

サウンディングの実施結果については、対話内容を概要として取りまとめ、町ホームページで公表するものとします。ただし、公表にあたっては提案事業者・団体の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公開とします。また、公表内容について、事前に提案者に対し確認を行い、知的財産権に係る内容以外であっても、事業者独自のノウハウに基づくもので、事業者が非公表を希望する箇所については原則非公開とします。

(4) 本町からの提供資料

提供資料は、本調査に関わる検討以外の目的で使用してはなりません。また、本調査の参加者は該当資料及び本調査で知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

(5) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権はそれぞれ参加者へ帰属しますが、提出書類は返却しません。本町は結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で提供資料を使用することはありません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、サウンディングに参加することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、指名停止を受けている者
- ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 太子町暴力団排除条例(平成 25 年条例第 7 号)第 2 条第 1 号から第 3 号に該当する者

担当 連絡先	総務部財政課 (担当:土井・榮藤) 電話番号:079-277-5996 メール:zaisei@town.hyogo-taishi.lg.jp
-----------	--